

第22期第18回福岡県豊前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和6年10月23日（水） 14：00～

2 場 所 豊前海水産会館
(京都郡苅田町磯浜町 1-2-6 TEL 093-434-1704)

3 議 題

(1) 豊前海区における新規許可に係る制限措置等について（諮問）

資料1

(2) 第22期第4回周防灘三県連合海区漁業調整員会について（報告）

資料2

(3) その他

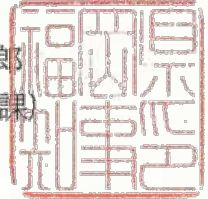
資料 1

(22-18 豊前漁調委)
(令和6年10月23日)

6 漁管第 1 1 2 7 号
令和6年10月10日

福岡県豊前海区漁業調整委員会
会長 江口 猛 殿

福岡県知事 服部 誠太郎
(農林水産部水産局漁業管理課)



豊前海区における知事許可漁業の新規許可に係る
制限措置等について (諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第58条において読み替えて準用する同法第42条(以下「第42条」という。)第1項及び福岡県漁業調整規則(令和2年福岡県規則第62号。以下「規則」という。)第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり制限措置の内容及び申請すべき期間を定めたいので、法第42条第3項及び規則第11条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び福岡県漁業調整規則第11条第1項に基づく公示（福岡豊前）

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置（県内分）

漁業種類	漁具の種類その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可する隻数	漁業を営む者の資格
小型機船底びき網漁業	手繰第二種えびこぎ網漁業	福岡県管轄海域及び共通海域	10月3日から翌年9月20日まで	48kW（調整15馬力）以下	5トン未満	1	北九州市門司区、同小倉南区、京都郡苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上町、同吉富町に住所を有する者
小型機船底びき網漁業	手繰第三種けた網漁業	福岡県管轄海域及び共通海域	11月8日から翌年4月20日まで	48kW（調整15馬力）以下	5トン未満	1	北九州市門司区、同小倉南区、京都郡苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上町、同吉富町に住所を有する者 手繰第二種えびこぎ網漁業の許可を受有している者
刺し網漁業	まながつお流し刺し網漁業	福岡県豊前海区海面	5月1日から12月31日まで	-	-	1	北九州市門司区、同小倉南区、京都郡苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上町、同吉富町に住所を有する者
刺し網漁業	なるとびえい流し刺し網漁業	福岡県豊前海区海面	4月20日から11月30日まで	-	-	1	北九州市門司区、同小倉南区、京都郡苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上町、同吉富町に住所を有する者
固定式さし網漁業	一重建網漁業	福岡県豊前海区海面	1月1日から12月31日まで	-	-	1	北九州市門司区、同小倉南区、京都郡苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上町、同吉富町に住所を有する者
固定式さし網漁業	三重建網漁業	福岡県豊前海区海面	1月1日から12月31日まで	-	-	1	北九州市門司区、同小倉南区、京都郡苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上町、同吉富町に住所を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年11月1日から令和6年11月30日まで

資料 2

(22-18 豊前漁調委)
(令和6年10月23日)

第22期第4回周防灘三県連合海区漁業調整委員会

日時：令和6年7月31日(水) 14時00分から

場所：山口県庁10階 漁業調整委員会室

(山口県山口市滝町1番1号)

豊前海水産会館 3階大会議室

(福岡県京都郡苅田町磯浜町1丁目2番6号)

大分県庁舎本館22会議室

(大分県大分市大手町3丁目1番1号)

※各県毎の会場からウェブ上で委員会に出席

次 第

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

第1号議案 周防灘における小型機船底びき網手繰第三種漁業の操業始期
について

第2号議案 周防灘における小型機船底びき網手繰第三種漁業とふぐ延な
わ漁業の操業調整に関する委員会指示について

4 その他

5 閉 会

第22期第4回周防灘三県連合海区漁業調整委員会

議 案 書

日 時 : 令和6年7月31日(水)午後2時00分から
場 所 : 山口県庁10階 漁業調整委員会室
(山口県山口市滝町1番1号)
豊前海水産会館 3階大会議室
(福岡県京都郡苅田町磯浜町1丁目2番6号)
大分県庁舎本館22会議室
(大分県大分市大手町3丁目1番1号)
※各県毎の会場からウェブ上で委員会に出席

第1号議案 周防灘における小型機船底びき網手繰第三種漁業の操業 始期について（案）

共通海域においては「11月10日」からとする。

専管海域においては、大分県が「10月8日」、福岡県が「11月8日」、山口県が「11月10日」からとする。

第2号議案 周防灘における小型機船底びき網手繰第三種漁業と ふぐ延なわ漁業の操業調整に関する委員会指示について(案)

6 三県連漁調指示第1号

周防灘における小型機船底びき網手繰第三種漁業とふぐ延なわ漁業との円滑な操業調整を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、下記のとおり指示する。

令和6年 月 日

周防灘三県連合海区漁業調整委員会
会長 本庄 新

記

周防灘における山口・福岡・大分三県間の小型機船底びき網漁業の調整に関する協定（令和5年8月8日、山口・福岡・大分三県知事間で締結された協定）に基づく共通海域のうち、次に掲げる適用海域内における小型機船底びき網手繰第三種漁業（共同漁業権に基づく手繰第三種漁業を含む。以下同じ。）とふぐ延なわ漁業の操業について次のように定める。

1 適用海域

次の、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ5直線によって囲まれた区域
点の位置

- イ 旧周防灘航路第2号灯浮標（世界測地系：北緯33度49分22秒、東経131度23分39秒）
- ロ 旧周防灘航路第4号灯浮標（世界測地系：北緯33度47分18秒、東経131度35分27秒）
- ハ 旧周防灘航路第4号灯浮標（世界測地系：北緯33度47分18秒、東経131度35分27秒）と山口県周南市大津島五ツ島を結んだ線と、次のニの点と、大分県東国東郡姫島村丸石鼻突端と山口県光市室積村杵崎西端を結んだ線と山口県防府市佐波島頂上と山口県熊毛郡上関町小祝島西端を結んだ線との交点を結んだ線との交点
- ニ 山口県防府市タズノ鼻突端と大分県東国東郡姫島村観音埼突端を結んだ線と、山口県防府市竜ヶ崎突端と大分県国東市国見町竹田津琵琶埼突端を結んだ線との交点
- ホ ニの点と山口県宇部市丸尾崎東端と大分県宇佐市長州漁港導流堤灯台を結んだ線と山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と大分県東国東郡姫島村三ツ石鼻西端を結んだ線との交点を結んだ線と、山口県防府市佐波島頂上とイの点を結んだ線との交点

2 漁業種類及び期間

11月 日から11月30日までの間、上記適用海域内における操業は次のとおりとする。

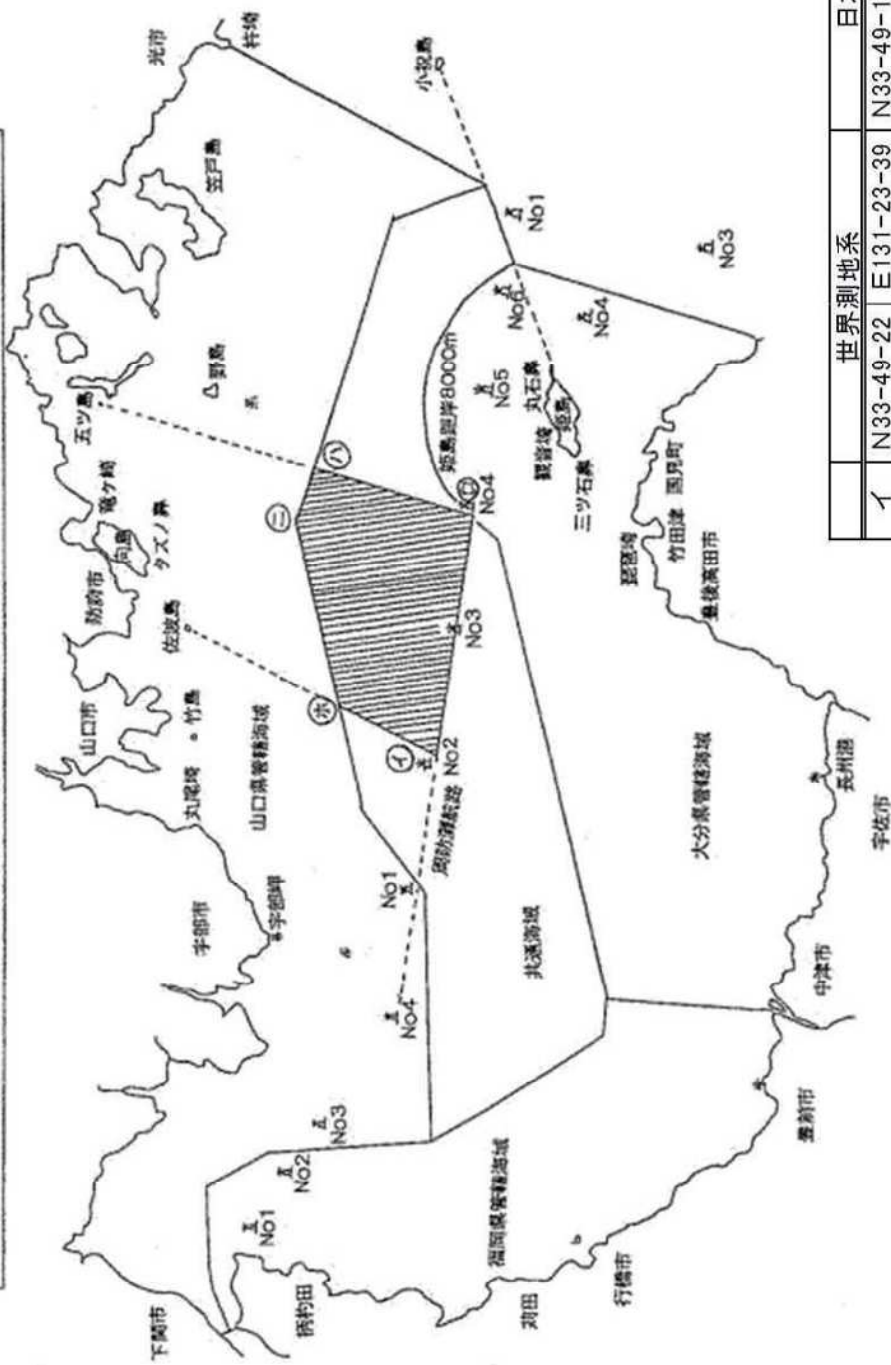
イ 小型機船底びき網手繰第三種漁業にあつては、毎日午前6時30分から午前11時30分までの間は操業してはならない。ただし、日曜日についてはこの限りでない。

ロ ふぐ延なわ漁業にあつては、毎日午前11時31分から午後7時00分までの間は操業してはならない。

3 指示の期間

令和6年11月 日から令和6年11月30日まで

周防灘共通海域における小型機船底びき網手繰第3種漁業とふぐ延縄漁業の操業調整海域参考図



	世界測地系		日本測地系	
イ	N33-49-22	E131-23-39	N33-49-10	E131-23-48
ロ	N33-47-18	E131-35-27	N33-47-06	E131-35-36
ハ	N33-53-22	E131-38-05	N33-53-10	E131-38-14
ニ	N33-54-06	E131-35-31	N33-53-54	E131-35-40
ホ	N33-52-54	E131-26-31	N33-52-42	E131-26-39